

平成15年3月27日
交通企画課

違法駐車問題検討懇談会の開催について

1 趣旨

都市部を中心に常態化している違法駐車解消に資するため、部外有識者からなる検討懇談会を開催し、違法駐車への対処の仕組み、体制等について、様々な観点から幅広く意見を求める。

2 開催時期等

会議は5回程度開催（第1回は平成15年4月2日）し、15年9月を目途に提言を交通局長に提出する。

検討懇談会の議事要旨等は、警察庁ホームページに掲載するとともに、広く国民から懇談会に対する意見を募集することを予定している。

3 懇談会メンバー（五十音順）

飯田恭敬（京都大学大学院教授（交通工学・交通計画））

井上啓一（財団法人国土技術研究センター理事長）

宇賀克也（東京大学教授（行政法））

菰田潔（自動車評論家）

佐伯仁志（東京大学教授（刑法））

中西光彦（全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長）

中村芳夫（社団法人日本経済団体連合会専務理事）

藤原健（毎日新聞大阪本社編集局次長）

松村みち子（タウンクリエイター主宰）

山本博一（関西国際空港株式会社常務取締役）

吉岡耀子（JAFMATE編集長）

吉村進（社団法人日本自動車会議所専務理事）

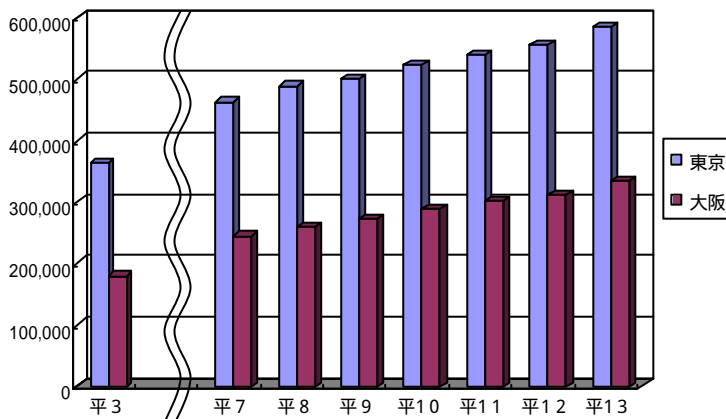
違法駐車に係る制度改革の検討について

1 現状

近年、駐車場等の整備が進んでいるにもかかわらず、特に都市部においては、大量の駐車違反が常態化し、駐車苦情が増加している（1、2）。また、一方で、駐車取締りに関し、国民の間には運悪く自分だけが取り締まられるという不公平感が根強く存在している。

（1）駐車場の整備状況（東京都、大阪府）

駐車場の整備状況から、駐車容量には駐車需要を吸収する余地は認められる。



（参考）東京都

H3 363,414 台

H13 584,062 台

10年間で約22万台増

大阪府

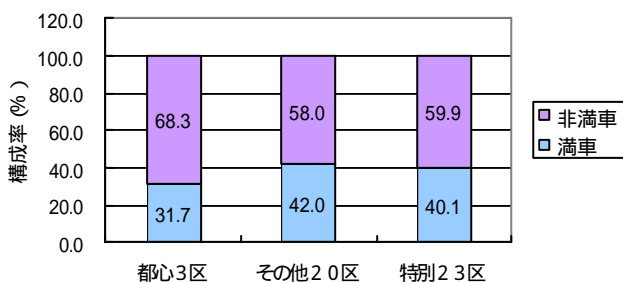
H3 179,031 台

H13 333,757 台

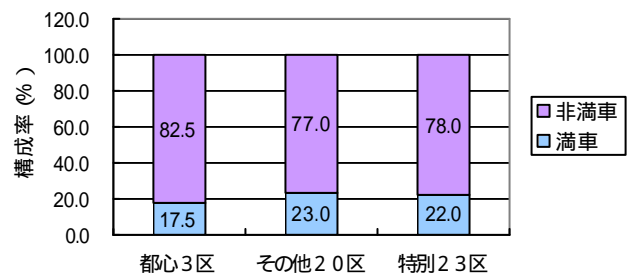
10年間で約15万台増

注：届出駐車場、附置義務駐車場等一般公共の用に供されるものに限り、月極駐車場等を含まず。なお、この統計に現れないコインパーキング等が都内だけで約2万台確認されている。

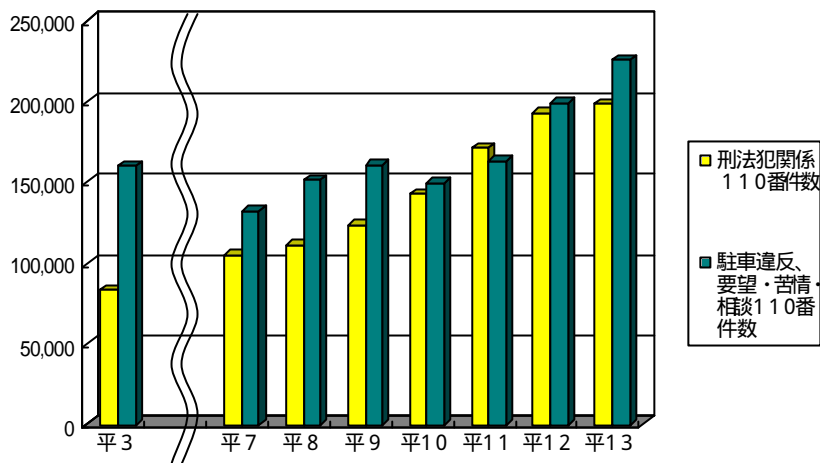
駐車場利用状況（休日）



駐車場利用状況（平日）



(2) 駐車関連 110 番件数 (警視庁と大阪府警の合計)



(参考)

H13 の 110 番件数

全国	8,716,922 件
警視庁	1,310,482 件
駐車関係	183,387 件
刑法犯関係	110,480 件
大阪府警	719,400 件
駐車関係	42,409 件
刑法犯関係	88,436 件

2 駐車違反取締り上の問題

駐車違反は、通常、違反の現場に運転者がいないため(放置駐車違反)

(3)、違反運転者の特定や呼出しに困難を伴うことが多く、その検挙に多大のコストが費やされている (4)。

(3) 駐車違反に占める放置駐車違反の割合

	駐車違反		駐車違反に占める放置駐車違反の割合
		うち放置駐車違反	
平成 12 年	1,899,398	1,815,092	95.6%
平成 13 年	1,816,870	1,736,651	95.6%
平成 14 年	1,720,866	1,642,851	95.5%

(4) 悪質な駐車違反事例

居酒屋の店長が行った常習の駐車違反を現行犯逮捕した事案 (神奈川 ~ H14.6)

居酒屋の店長は店の前で違法駐車を常習的に行っており、付近住民から苦情が寄せられていた。違法駐車標章を取り付けても申告せず、はがき及び面接による出頭要請にも全く応じようとしなかったため、約 3 ヶ月にわたる張込み捜査を実施し、違反状況を写真撮影し証拠化し、駐車違反で現行犯逮捕したほか、青空駐車 1 件、違法駐車 9 件 (全て未出頭、標章破棄) を立件した。

悪質駐車違反に対し保管場所法違反を適用し検挙した事案（大阪～H14.12）

歯科開業医は、日常的に自己車両を自宅マンション直近の路上や、開業先の2ヶ所の歯科医院直近道路に違法駐車を繰り返し、計89回にわたり違法駐車標章による取締りを受けながら1度も申告しなかったばかりか、保管場所法違反の警告と再三の呼出しに応じず自宅マンション横の道路を車庫代わりに不正使用していたものである。2ヶ月以上にわたる張込み捜査を実施し、駐車違反及び保管場所法違反の事実を証拠化し通常逮捕し、車庫代わり駐車1件、違法駐車50件、標章破棄8件を立件した。

3 駐車取締り事務を民間委託すべきとの指摘

犯罪、交通事故の多発など治安情勢が悪化している中、駐車取締り事務は民間に委託し、むしろ警察力はより悪質・重大な警察事象に注ぐべきという指摘が、総合規制改革会議等からなされている。

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）（抜粋）

14年度重点計画事項

（横断的分野）

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

官民役割分担の再構築

(1) 公共サービス分野における民間参入

駐車違反对応業務

都市における交通渋滞を緩和し、効率的な経済活動を実現するためには、違法駐車問題の解決が重要である。都心部における駐車違反对応を効率化するため、当該業務の民間委託を推進することが必要である。現在の制度においては、民間委託は、違法駐車車両の警告等に限られているが、今後、現場における駐車違反对応業務の民間委託を幅広く行うことができるように、広く国民の意見を踏まえながら、駐車違反に関する法制度の在り方を含めて検討する。【平成15年度中に結論】

4 諸外国の状況

諸外国においては、駐車違反について所有者（使用者）の責任を追及する制度や非犯罪化した上で民間委託する制度が導入され、裁判所や取締り機関の負担軽減、違法駐車状態の改善があったとされている。

5 検討事項

以上により、諸外国の制度を参考としつつ、これらの課題に的確に対処するため、民間委託の手法を含む公平で効率的・効果的な制度の在り方について検討を行おうとするものである。

以下の新聞記事を参考資料として配布

読売新聞（平成15年4月25日 朝刊）

気流 「駐車違反摘発の民間委託に疑問」

読売新聞（平成15年4月15日 朝刊）

気流 「犯罪の悪質化に警察は対応して」

茨城新聞（平成15年4月16日 朝刊）

「いばらき春秋」

静岡新聞（平成15年4月11日 朝刊）

社説 「駐車違反取り締まり 民間委託は再検討を」

日本経済新聞（平成15年1月20日 朝刊）

「駐車違反 民間が取り締まり 警察庁、委託を検討」

日本経済新聞（平成15年1月20日朝刊）

「駐車違反の取り締まり委託 警察の「資源」有効活用 「逃げ得」封じる狙いも」